

八王子市受注者提出書類処理基準

（目的）

第1 この基準は、八王子市が施行する工事の請負契約、設計・測量又は地質調査などの委託契約及び修繕の請負契約について、受注者（受託者を含む。）から提出される書類（以下「書類」という。）の様式及び処理方法を定めることにより、工事等の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

（書類の名称及び様式）

第2 書類の名称、様式、部数及び時期は、別表のとおりとする。

（処理方法）

第3 監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、速やかに所要の手続きをとるものとする。

（その他）

第4 この基準に明記のない事項及び解釈については、市課員の指示及び契約約款等の定めるところによるものとする。

附則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。ただし、同日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。ただし、同日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成19年4月1日以降に受注者から提出される書類について適用する。

附則

この基準は、平成21年2月1日から施行し、同日以後に公告し、又は指名する工事等に適用する。

附則

この基準は、平成23年4月1日以降に受注者から提出される書類について適用する。ただし、「受注者」が「請負者」と表記された従前の様式の使用は当分の間認める。

附則

この基準は、平成24年11月1日から施行する。ただし、同日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、同日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、同日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、令和6年9月1日から施行し、同日以後に公告、又は指名する工事等に適用する。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告、又は指名する工事等に適用する。